

四日市市告示第381号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第四号の規定による道路について、平成4年7月29日付け第H4-11号、平成20年11月25日付け第H20-3号、平成28年3月10日付け第27-予道-2号の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項に基づき次のとおり公告する。

平成28年 7月26日

四日市市長 田中俊行

1 取消しする指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第四号道路

2 指定年月日及び番号

- (1) 平成 4年 7月29日 第H4-11号
- (2) 平成20年11月25日 第H20-3号
- (3) 平成28年 3月10日 第27-予道-2号

3 取消しする指定道路の位置

- (1) 四日市市大字泊村字西奥1128番54地先から大字泊村字山崎826番4地先まで
- (2) 四日市市日永一丁目4482番4から日永一丁目4475番25まで
- (3) 四日市市下之宮町字御熱田322-5、322-6、322-7、324-1、  
325-11、325-12、325-13、  
325-5、325-7、325-9

4 取消しする指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 約958.0m 幅員 約16.0m
- (2) 延長 約84.8m 幅員 7.0~9.0m
- (3) 延長 55.0m 幅員 4.0~6.8m

5 指定取消しの年月日

平成28年 7月26日

(都市整備部建築指導課)